

# 本年初盆を迎えられた ご家族の皆様へ

本年、初盆をお迎えのご家族の皆様にはお寂しいお盆とられた事と存じます。ご遺族の方々にとって亡き人の思いは折にふれ思い出され、語り継がれ、心離れることなく生き続けるものであり、故人が生前、地域の発展のためにいろんな形でご尽力いただいたことに深い敬意を表したいと思います。

2月11日に合併して早や6ヵ月、旧一の宮町・旧阿蘇町・旧波野村と広範囲となり、初盆をお迎えになったご家庭が4百軒を超え、お盆の3日間に一軒一軒お参りさせていただく事が大変困難になって参りました。

ご家族、ご親戚の方々には、何卒、この事情をご理解いただき、ご寛大なるお心によってお許しを賜れば幸甚であります。

ここに故人を偲び、安らかなる永遠のご冥福を心からお祈り申し上げますと共に、初盆を迎えられたご家族、ご親戚各位の今後のご繁栄を祈念し弔意とさせて頂きます。

※初盆名簿について

初盆名簿は、区長会が作成しています。  
8月第1週目に、区長回覧で皆様へ配布します。

## 福祉課からのお知らせ

問合せ先：阿蘇市役所福祉課 子育て支援係 Tel：22-3145

9月から

# 児童医療費制度を開始します

市制施行に伴う少子化対策として、児童の保護者の経済的負担を軽減し、児童の健康の保持と健全な育成及び、安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、児童の医療費について一部を助成します。

### ＝医療費助成申請方法＝

受診した医療機関等の窓口で、所定の申請書（※市役所福祉課または各支所窓口に備付け）に医療機関の証明をもらい、その申請書及び領収書を市役所もしくは各支所の窓口に直接提出する。

※申請される際は、必ず1ヵ月分をまとめて申請してください。

### ご注意ください・・・

一部で証明の取扱いができない医療機関、保険薬局がありますので、それぞれの窓口でご確認下さい。なおその場合、証明は不要です。

### 開始時期

平成17年9月1日（9月診療分）から

### 対象者

阿蘇市に住所を有する小学校の児童  
（小学校就学時から中学校就学に達するまでの方）

### 助成額

医療費の一部負担金の毎月分から、  
入院については2,000円、  
通院については1,000円  
を控除した額を助成します。

### 児童医療費助成を受けるための手続き

8月中旬に、福祉課から手続きのお知らせや申請書などを対象となる保護者の皆様に、直接送付します。